

大阪市告示第1350号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

| 法人の名称 | 法人の主たる事務所 又は事業所の所在地 | 寄附金税額控除の 対象期間 |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 公益財団法人京都大学 iPS細胞研究財団 | 京都府京都市左京区聖護院川原 町53番地 | 令和6年1月1日から 令和11年12月31日まで |
| 緑の地球ネットワーク | 大阪市港区市岡一丁目5番24号 | 令和6年4月9日から 令和11年4月8日まで |

（財政局税務部課税課）